

# i 暮らしのインフォメーション

募集・催し物・お知らせなど、暮らしに役立つ情報を届けます。

☎…申し込み 問…問い合わせ

## 募集 Recruitment

### 郷土芸能の祭典 「第18回あさひのまつり」出演団体

地域に伝わるお囃子や踊り、神楽などの郷土芸能を披露しませんか。

期日／9月24日(日)

場所／東総文化会館 大ホール

対象／市内在住・在勤・在学者の団体

費用／無料

申込期限／5月30日(火)

申し込み方法／申込用紙に必要事項を記入し、郵送・ファクスまたはメールで提出してください。

※申込用紙は生涯学習課、あさひ市民センター、海上公民館、いいおかユートピアセンター、ひかた市民センターにあるほか、市ホームページからダウンロードできます。

☎問 289-2595 旭市二の2132  
生涯学習課文化振興班(☎85-8628・FAX62-5855・✉bunka@city.asahi.lg.jp)

### 千葉県介護支援専門員 実務研修受講試験の受験生

日時／10月8日(日) 午前10時～  
受験資格／医療・保健・福祉分野の有資格者などで、一定期間以上の実務経験のある人

※平成30年度から受験資格要件が変更されています。くわしい内容は、お問い合わせください。

申込期間／6月1日(木)～30日(金)

※消印有効。

申し込み方法／社会福祉協議会、高齢者福祉課にある申込書に必要事項を記入し、簡易書留で申し込んでください。  
☎問 260-8508 千葉市中央区千葉港4-5 千葉県社会福祉協議会社会福祉センター(☎043-204-1610)

### あなたの得意なことを仕事に 旭市シルバー人材センター会員

対象／市内在住で、健康で働く意欲のある60歳以上の人

☎問 旭市シルバー人材センター(☎60-1150)

### 東庄県民の森 6月のイベント

座禅と写経

日時／6月17日(土) 午前9時30分～正午 ※受け付けは午前9時から。

場所／福聚寺

費用／1,000円

定員／15人程度 ※先着順。

持ち物／筆ペン、飲み物

☎問 東庄県民の森(☎0478-87-0393)

### 市営住宅の 入居者

募集住宅

- みどり南住宅(二の5664)：1戸  
2DK(36.52㎡)、簡易耐火平屋建て、昭和46年度建設
- 香取住宅(鎌数5146)：1戸  
3DK(48.24㎡)、簡易耐火平屋建て、昭和52年度建設
- 萩園住宅(萩園1810-2)：1戸  
3DK(56.17㎡)、中層耐火3階建て、平成25年度建設 ※被災者優先。

募集期限／5月31日(水)

申し込み方法／都市整備課にある所定の用紙に必要事項を記入し、必要書類を添えて提出してください。

※入居には、一定の条件があります。

☎問 都市整備課建築住宅班(☎62-5895)

## 催し物 Events

### 航空科学博物館 5月のイベント

集まれ！NARITA空港車輜

成田空港の特殊車両が集合し、作動実演や車両の説明などを行います。

期日／5月28日(日)

場所／航空科学博物館 野外展示場

青木勝 写真展「YS-11名機伝説」

航空写真家青木勝氏の作品55点を展示します。

期間／5月28日(日)まで

場所／航空科学博物館 体験館ホール  
(共通事項)

参加費／入館料のみ

☎問 航空科学博物館(☎0479-78-0557)

## お知らせ Information

### 新型コロナワクチン接種 高齢者のタクシー利用を助成

対象／65歳以上の1人暮らしの人、または75歳以上の人だけの世帯で、接種会場への交通手段がない人  
※同じ敷地内や隣に家族などが住んでいる場合は対象外です。

助成額／1世帯当たり接種1回につき1,000円分の利用券を2枚 ※利用は片道1枚までです。

申込期限／接種を受ける日の10日前

申し込み方法／高齢者福祉課に電話で問い合わせてください。申請書を送付するので、必要事項を記入して郵送してください。

☎問 289-2595 旭市二の2132  
高齢者福祉課高齢者班(☎62-5350)

### 高齢者サービスの利用支援のため 訪問調査を実施

高齢者が安心して日常生活を過ごせるよう、生活状況を把握するための訪問調査を実施しています。

対象／事前に、ひとり暮らし高齢者台帳や高齢者世帯台帳に登録している75歳以上の人

※福祉サービス利用者や介護認定を受けている人は対象外。

調査期間／5～12月

訪問する職員／介護・医療・保健・福祉それぞれの専門知識を持った地域包括支援センターの職員

☎問 高齢者福祉課高齢者班(☎62-5350)

### 6月1日(木)から10日(土)は 電波利用環境保護周知啓発強化期間

総務省では「みんな知ってる？電波の不正利用は犯罪なんだよ！」をスローガンに、電波を正しく利用するための周知・啓発活動や不法無線局の取り締まりを強化しています。電波のルールはみんなで守りましょう。

☎問 東総合通信局 ●不法無線局による混信・妨害(☎03-6238-1939)

●テレビ・ラジオの受信障がい(☎03-6238-1945)

## 民生委員・児童委員は地域の身近な相談相手です

民生委員・児童委員は生活上の心配事や困り事などの相談に応じ、必要な支援や、適切な機関への橋渡しをする「つなぎ役」を担っています。

市内では141人の民生委員・児童委員が、地域の身近な相談相手として活躍しています。秘密は守られますので、安心して相談ください。

☎ 社会福祉課社会班 (☎62-5317)

## 所得超過により児童手当を受給していない人は再申請が必要です

令和4年度所得(令和3年中の収入)が、所得上限限度額以上だったため児童手当を受給されていない人で、令和5年度所得(令和4年中の収入)が所得上限限度額を下回ると、令和5年6月分(10月支給)から児童手当を受給できる場合があります。該当する人は、5月末までに申請が必要です。くわしくはホームページで確認してください。

☎ 子育て支援課子育て支援班 (☎62-8012)

## 弁護士・社会福祉士による無料の「借金の悩み夜間相談会」

借金の返済や債務整理などで困っている人のため、法律と福祉の専門家による相談会を開催します。日中仕事などで都合がつかない人は、この機会に相談してください。

日時 / 5月24日(水) 午後6時～8時30分 ※要予約、先着順で1人50分。

場所 / 市役所

☎ 旭市消費生活センター (☎62-8019)

## ふるさと納税返礼品提供事業者を募集します

ふるさと納税(寄付金)制度による寄付者への返礼品で、特産品のPRや地域経済の活性化を図るため、返礼品の提供事業者を募集します。

返礼品の要件 / ●市内で生産・製造・加工されている商品(食品、花木、装飾品など) ●市内で提供されるサービス(食事、宿泊、サーフィン体験など)

☎ 企画政策課政策推進班 (☎62-5382)

## 設置費用を助成 住宅用火災警報器

住宅火災から命を守るため、住宅用火災警報器を設置した場合に、要した費用の一部を助成します。

対象 / 市内に住所があり、世帯の全員が75歳以上の世帯

助成額 / 購入や設置にかかる費用の2分の1以内、5,000円まで ※1世帯につき1回限り。

申し込み方法 / 購入や設置の前に、消防本部や消防署、海上・飯岡・干潟分署にある申請書に必要事項を記入し、消防本部に提出してください。

☎ 消防本部予防課 (☎63-5356)

## 鎌数工業団地内でカラスなどを駆除

鎌数工業団地内で、銃器を使ったカラスなどの駆除を行います。事故防止には万全を期しますが、実施期間中は注意してください。

期間 / 5月中旬～令和6年3月末までの日曜日(日の出後の約2時間)

☎ 商工観光課商工労政班 (☎62-5874)

## 消費生活センター

# ほっと通信

146

## 消費生活センターに相談してみよう

消費者は事業者に比べて情報量や交渉力に差があるため、商品やサービスを選ぶときや契約後にトラブルになってしまうことがあります。

消費生活センターでは、消費者が適正に商品を選ぶことができ、被害に遭ったときには救済されるよう、相談に来た人を支援する仕事をしています。

### 相談の受け付け・対応(助言・交渉・紹介)

消費生活センターでは、消費生活の専門の資格を持つ相談員が、悪質商法や架空請求、インターネット関連のトラブル、借金返済に関する悩みなどの相談に対応しています。

相談は電話や面談で受け付け、相談内容から解決に向けた方法を検討し、助言や事業者との交渉を行っています。弁護士など、さまざまな専門機関を紹介することもできます。

6・9・12・3月の第2土曜日は、週末消費生活センターを開設しています。仕事などで平日に相談できない人は活用してください。

### 相談は無料で秘密は守られます

誰でも、人に自分の悩みを相談することは、勇気がいることです。相談員は相談者の立場に立ち、じっくり話を聞きますので、安心して相談してください。個人情報



が外部に漏れることはありません。費用は無料で、何でも相談できます。

### 出前講座の開催やトラブル事例の情報提供

相談員や市の職員が地域へ出向いて、最新の相談事例やトラブルを防ぐポイントを紹介しています。さまざまな啓発リーフレットを配布するなど、消費者問題の情報提供も行っています。「消費者問題の最新情報が知りたい」「出前講座を頼みたい」というときは問い合わせてください。

場所 / 市役所2階 旭市消費生活センター

相談時間 / 午前9時～正午、午後1時～4時 ※土・日曜日、祝日、年末年始を除く。

☎ 旭市消費生活センター (☎63-7272)・相談直通電話 (☎62-8019)